# 地域の未来を創る地方分権改革

# 平成29年3月23日 地方分権改革有識者会議座長 神野 直彦

# 地方分権改革の意義

〇地方分権の推進に関する決議(平成5年6月3日衆議院本会議)

## 【背景】

- ・東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展
- ・国民が待望するゆとりと豊かさを実現できる社会の構築
- 〇地方分権改革推進法(平成18年12月15日法律第百十一号)

## 【背景】

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現

## 【基本理念】

- ・国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする
- ・地方公共団体の自主性及び自立性を高める
- ことによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進



個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

# これまでの地方分権改革

# 一理念・制度改革の段階ー

## 理念の転換

-国・地方の関係を上下・主従から対等・協力へ転換

## 地方自治制度の分権化

- ー機関委任事務の廃止
- -国による関与のルール化

国から地方への事務・権限の移譲 国による義務付け・枠付けの廃止・縮減

2

## 地方分権改革のこれまでの経緯(第1次分権改革)

内閣	主な経緯	
宮澤内閣(H3.11~H5.8)	H5.7 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	
細川内閣(H5.8~H6.4)		第
羽田内閣(H6.4~H6.6)		第 1 次
村山内閣(H6.6~H8.1)	H7. 5 地方分権推進法成立 7 <b>地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(~H13.7)</b> ※H8.12第1次~H10.11第5次勧告	次分権改革
橋本内閣(H8.1~H10.7)	※no.12第1次~n10.11第3次側音	革
小渕内閣(H10.7~H12.4)	   H11.7 地方分権一括法成立 	
森内閣 (H12.4~H13.4)		
	   H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)	
小泉内閣(H13.4~H18.9)	H14. 6 ~ 17. 6 骨太の方針 (閣議決定)(毎年) ◇ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税	(改革)

## 地方分権改革のこれまでの経緯(第2次分権改革)

内閣	主な経緯		
安倍内閣(H18.9~H19.9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19. 4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(~H22.3) ※H20.5第1次~H21.11第4次勧告		
福田内閣(H19.9~H20.9)			
麻生内閣(H20.9~H21.9)		第	
鳩山内閣(H21.9~H22.6)		2次	
菅内閣(H22.6~H23.9)	H23. 4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	第2次分権改革	
野田内閣(H23.9~H24.12)		_	
	H25. 3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)		
安倍内閣(H24.12~) (第2次、第3次)	H26. 5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) H26. 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ の導入	H 26	
	H27. 6 第5次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)		
	H28. 5 第6次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)	A	

# 個性を活かし自立した地方をつくる

~「地方分権改革の総括と展望(概要)」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議)~

#### これまでの地方分権改革

#### 地方分権改革の理念を構築

-国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

#### 国主導による集中的な取組

一時限の委員会による勧告方式

#### 地方全体に共通の基盤制度の確立

- -機関委任事務制度の廃止
- -国の関与の基本ルールの確立

#### 法的な自主自立性の拡大

一自治の担い手としての基礎固め

#### 地方分権推進に向けた世論喚起

一地方分権の意義を普及啓発

#### 個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

#### 改革の理念を継承し発展へ

-個性を活かし自立した地方をつくる

#### 地方の発意に根ざした息の長い取組へ

- -地方からの「提案募集方式」の導入
- 一政府としての恒常的な推進体制の整備

#### 地方の多様性を重んじた取組へ

- -連携と補完によるネットワークの活用
- 「手挙げ方式」の導入

#### 真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

ー自治の担い手の強化

#### 改革の成果を継続的・効果的に情報発信

-住民の理解と参加の促進

#### Mission ミッション

# 個性を活かし自立した地方をつくる

#### Vision1. 行政の質と効率を上げる

- 住民サービスの質を上げる
- ・ スピード感のある政策実行
- ・ 総合的なサービス提供
- ・ 国と地方の重複業務の解消
- ・ 電子行政などイノベーションの導入

地域における責任ある判断ができるよう 更なる地方に対する規制緩和と権限移譲

住民に幸せをもたらし、 元気を育てる

#### Vision2. まちの特色・独自性を活かす

- ・ 個性や地域の資源を活かす
- ・独自の発想による施策
- 地域課題の解決
- 各地域の競い合い

#### Vision3. 地域ぐるみで協働する

- 様々な活動主体を有機的に結びつける
- ・ 住民と自治体の相互の信頼関係
- ・ 多様な人材の活躍
- 地域間の更なるネットワーク

6

# 今日の地方分権改革

# \_ 地方の現場で実践し、 \_ その成果を住民に還元する段階へ

これまでの成果を活かした地方創生の推進、住民サービスの向上

## 地方からの提案募集の推進

現場レベルに残る具体的な支障を取り除くため、さらなる事務・権限の移譲、 義務付け・枠付けの見直し

# 「提案募集方式」 (H26~) の概要・特色

#### ◆概要

#### 地方公共団体等

・「事務・権限の移譲」、「義務 付け・枠付けの見直し」等に ついて、具体的支障事例や 制度改正による効果とあわ せて提案

#### 事前相談•提案

関係府省回答

関係府省回答に 対する見解

□ 提案内容、各種回答、 □ 調整結果は、内閣府の □ ホームページで公表

#### 政府

- ・内閣府が実現に向けて関係 府省と調整
- ・重要と考えられる提案については、有識者会議又は提案募集検討専門部会で、集中的に調査・審議

#### ◆特色

- ① <u>従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできな</u>かった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
- ② 具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
- ③ 制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことにつながる提案
- ④ 手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

## 平成26年・27年・28年 提案件数

	平成26年		平成27年		平成28年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
権限移譲	366	38%	81	24%	38	13%
規制緩和	525	55%	253	76%	265	87%
関連する見直し	2	0%		0%		0%
対象外	60	6%		0%		0%
合 計	953		334		303	

(注)平成27年及び平成28年の件数は「対象外」を含む。

# 地方からの提案に関する対応状況

(件数)

分類	提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できな かったもの d	合計 e=c+d	実現・対応 の割合 c/e
H26	263	78	341	194	535	63. 7%
H27	124	42	166	62	228	72. 8%
H28	116	34	150	46	196	76. 5%

10

# 住民サービスの向上につながる提案の実現

## 病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

要綱改正

現

在

○ 国の補助を受けて病児保育<sup>※</sup>を実施する場合、 看護師等を利用児童概ね10人につき1名以上

配置しなければならない ※当面症状の急変は認められない



職員を常時、配置すべきかが不明確

直

直すべきかが不明



病院・診療所内で看護師等を保育室に常駐させずに病児保育を行う場合、国の補助対象か否かが明らかでなく、自治体の負担で実施

提案実現

後

○ 職員を常時、配置しなくてもよい場合 を明確化 :

看護師等が緊急時に駆けつけられる場合



# 小さな村からの提案の実現

#### 指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化

現

提

案

実

現

後

〇指定地域密着型サービスに関する基準(厚生労働省令)

設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模 多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

在 〇解釈通知

指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を介護予防・日常 生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められ ないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。

直

支障

〇基準では介護の提供に支障がない場合にはスペースの共用が認められているが、解釈通知では 居間及び食堂の共用は認められていない



なぜ、居間及び食堂を共 用することができないの?



?

○一定の場合には民間

〇<u>一定の場合には居間及び食堂を共用すること</u> を妨げないことを明確化

利用者に対する小規模多機能型居 宅介護の**提供に支障がない場合** 

事業所が小規模であり居間及び食堂 としての機能を十分に発揮し得る適当 な広さを有している等



効果

居間

食堂

限られた施設を有効活用した効果的な 介護サービスの提供が可能となる



一億総活躍社会の実現

地域で生きがいを持って充実した 生活を送ることができる



2

通知

# 地方への改革のすそ野の拡大はこれから

団 体	提案団体数(平成26~28年)
都道府県(47)	47 (100.0%)
指定都市(20)	14 (70.0%)
中核市(48)	17 (35.4%)
施行時特例市(36)	9 (25.0%)
一般市(686)	67 (9.8%)
特別区(23)	O (0.0%) 特別区長会としての提案 はあったものの、個別の 区からの提案はなし
町村(928)	26 (2.8%)
市区町村 合計(1,741)	133 (7.6%)

※ 提案があったが、対象外となった団体を含む。

# 提案団体の分布

00

8

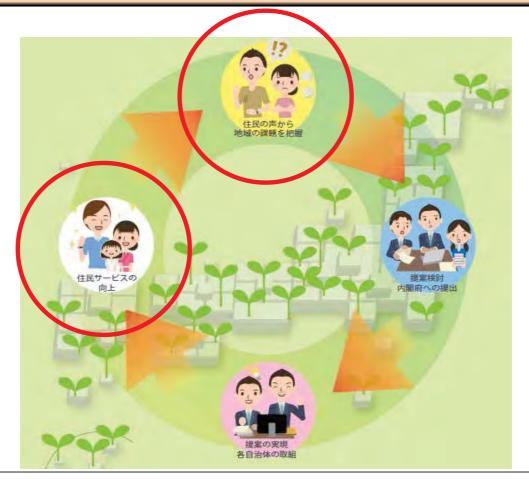
8

#### く提案募集の実績>

- 平成28年に提案を行った市町村
- 上記のうち、平成28年に初めて提案を行った市町村
- 平成26年・27年に提案を行った市町村
- 平成28年に提案を行った都道府県
- 平成26年・27年に提案を行った都道府県

※平成28年の福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県の4県は、九州地方知事会 として提案しているため、この図では各県の提案として計上していない。





15

14

# 今後に向けた課題と取組への期待(1)

# 地方は提案募集方式のメリットを理解し、使いこなせているか?











提案募集方式 ハンドブック

## 改革提案機能の充実

地方分権改革は「地方公共団体職員の意識改革運動」

16

# 今後に向けた課題と取組への期待(2)

## 地方分権改革の成果が住民の実感として伝わっているか?







地方分権改革 事例集

改革成果の住民への還元

住民自治の拡充

住民の参画により、住民の声が反映される分権型社会へ

### 地方分権改革の好循環の確立に向けて 〇行政の質と向上 ○地域の資源を活かした個性あるまちづくり 〇住民の主体的な参画・協働 住民 STEP5 地域の課題を一層深く 汲み取った主体的な 改革のすそ野の拡大 地方提案の増加 STFP4 成果や課題の収集、 他地域の取組を基に 地方 した提案内容の改善 STEP3 制度改革の成果を活か した地方独自の取組と STEP2 住民への発信、還元 地方提案の実現に向けた STEP1 国による調整と制度改革 地域の課題を汲み取った 説得力のある地方提案 18

